

## 令和6年4月1日から市建設工事の下請契約手続の一部が変わります

### 1. 建設業退職金共済組合の掛金収納状況の報告方法が変わります。

令和6年3月31日までに締結された工事契約	令和6年4月1日以降に締結された工事契約
<p>掛金収納状況の報告については、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市と請負契約を締結した日から30日以内に、「建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書(様式6)」を、市の「各工事担当課長」に提出する。</li></ul>	<p>掛金収納状況の報告については、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市と請負契約を締結した日から30日以内<b>〔電子申請方式は40日以内〕</b>に、<b>〔掛金収納書提出用台紙(様式第033号)〕</b>(電子申請方式は<b>〔掛金収納書(電子申請方式)〕</b>)を、市の「各工事担当課長」に提出する。</li><li>・<b>〔工事の完成時には、建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表(様式第031号)を、市の「各工事担当課長」に提出する。〕</b></li></ul>

### 2. 下請契約を締結した場合に、工事現場に掲示する項目などが変わります。

令和6年3月31日までに締結された工事契約	令和6年4月1日以降に締結された工事契約
<p>下請契約を締結した下請負人に対して、下記の(ア)(イ)を書面で通知するとともに、(ア)(イ)を記載した書面を工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示する。</p> <p>(ア)作成建設業者の商号又は名称 (イ)当該下請負人の請け負った建設工事を、他の建設業を営む者に請け負わせたときは、「再下請負通知」を提出しなければならないこと。</p>	<p>下請契約を締結した下請負人に対して、下記の(ア)(イ)を書面で通知するとともに、(ア)(イ)を記載した書面を工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示する。</p> <p>(ア)作成建設業者の商号又は名称 (イ)当該下請負人の請け負った建設工事を、他の建設業を営む者に請け負わせたときは、「再下請負通知」を提出しなければならない旨<b>〔及び、当該再下請負通知を提出すべき場所〕</b></p>